

ジャワ農村の経済生活

—ヨクヤカルタ特別区の事例から—

染 谷 臣 道

(帯広畜産大学社会学研究室)

1979年8月31日受理

The Economic Life of a Javanese Village

— A Case in the Special Region of Yogyakarta —

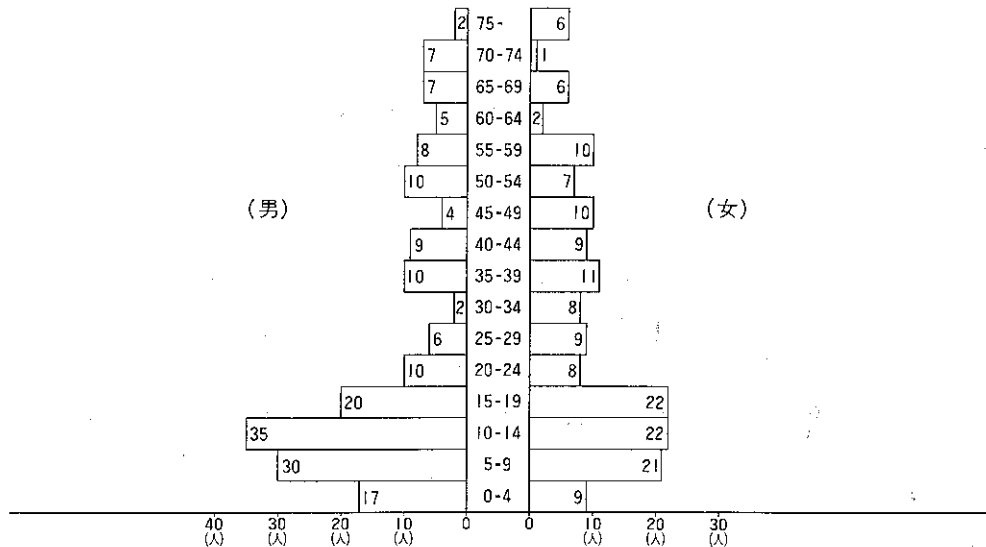
Yoshimichi SOMEYA

第1節 村 の 概 況

マルタニ村¹⁾ (*Pedukuhan Martani*) は、有名なヒンドゥー教遺跡プランバーナン寺院の北々西約 2 km の位置にある。ヨクヤカルタ (*Yogyakarta*) 市とソロ (*Solo*) 市を結ぶ通称「ソロ街道」のヨクヤカルタ市東端から 15.5 km の地点で、2 km ほど北上すると集落群に出会うが、マルタニ村はそのうちの一集落 (*pedukuhan*)²⁾である。この村のすぐ東側をオパック川 (*kali Opak*) が流れている。北方にそびえる活火山メラピ (*Gunung Merapi*) に源をもつこの川のおかげで、マルタニ村はもとより周辺の村々は乾期の時も十分水田耕作ができる。このオパック川にかかる橋を渡り、更に約 750 m ほど行くと、そこはヨクヤカルタ特別区 (*Daerah Istimewa Yogyakarta*) と中部ジャワ州 (*Propinsi Jawa Tengah*) の境界線 (*kikis*) である。

ヨクヤカルタ特別区は、その領域のほぼ中央にヨクヤカルタ市を、その北側一帯にスレマン県 (*Kabupaten Sleman*)、東側から南側にかけての広大な大部分丘陵になっている地帯にグヌン・キドゥル県 (*Kabupaten Gunung Kidul*)、南側の平地にバントゥル県 (*Kabupaten Bantul*)、西側にクロン・プロゴ県 (*Kabupaten Kulon Progo*) をそれぞれ配する。ヨクヤカルタ特別区の最北端を頂上とするメラピ山の南側山麓にひろがるスレマン県東部にあるカラサン郡 (*Kecamatan Kalasan*) は、四つの行政村 (*Kelurahan*) から成るが、タマンマルタニ行政村 (*Kelurahan Tamanmartani*) はその一つである³⁾。

この行政村は 22 の村 (*pedukuhan*) より成る。マルタニ村はその一つである。世帯数は 73、人口 343 人 (男 182 人、女 161 人) で 22 の村の中でも平均的な集落である。第 1 図で明かなように、その人口構成は、19 歳以下の男女が極端に多いことと男子青壮年にやや落込みの部分がみられるのが特徴的である。



第1図 マルタニ村男女別年齢別人口構成

第2節 本論の目的及び調査方法について

本論の主題は、耕地の零細化と人口の増加（特に若年層の増加）という二大難関に遭遇しながら村の人たちがいかにそれを解決しようとしているか、あるいはいかに生計を立てる努力をしているかをみることである。

マルタニ村での調査は、1978年1月の予備調査に始まったが、諸々の事情から本格的な調査は5月からであった。終了したのは1979年2月である。最初、家族構成（成員名、性別、年齢、出身地等を含む）、宗教、学歴、生業などについて、マルタニ村とその隣村の全数調査を行ない、その結果にもとづき経済関係の調査を行なった。経済関係については各世帯の主たる生業などを考慮してマルタニ村では、全世帯数73のうち35世帯、その隣村では、全世帯数80のうち25世帯を対象とした（本論では隣村のデータは扱っていない⁴⁾。

この他、農作業労働力の雇用被雇用に関する調査結果、錯綜とした村内の親族関係に関する調査結果、村人たちとの雑談から得られたデータ、それに行政村役場に保管されている土地台帳（*Leter C*）や人口統計などが本論の基礎になっている。経済関係の調査は、約半数の世帯についてのみ行なわれたために、残りの半数については不明な部分が多い。しかし、経済関係以外の調査結果などでこの残り半数についてもかなり推測ができるし、また、幾重にも絡み合った親族関係を明かにしたために、実際はいわば「イモヅル」式に不明な部分も明かにできたと考える。

この村の経済的側面にみられる諸事象は、他の多くのジャワ農村においてもみられると考える。耕地の零細化、人口の増加、村の経済生活に重要な意義をもつ市場（*pasar*）の存在、大

都市を結ぶ街道に近いことなどの特性をもつ農村は相当数にのぼるからである。

本論では、最初にマルタニ村の土地所有状況を調べ、ついで人口増加の趨勢をみてから村人たちの経済生活を明かにしようと思う。そしてまた、転出者の進路についても言及するだろう。土地所有状況の中で触れるが、転出者の中には村に土地を所有している者が多いし、親族も多い。また、彼らの進路は、村の青年たちに多くの影響を与えている。これらのことを考えれば、転出者は、「村の外にいる村人」に他ならないからである。

第3節 マルタニ村の土地所有状況

〔1〕 耕地所有状況

マルタニ村の場合、耕地は水稻栽培の水田 (*sawah*) とキャサバ (*tela*) などが栽培される畑 (*tegal*) の二種に区別されるが、後者についてはわずか2世帯が所有するにすぎないし、面積も合せて 6,675 m² であり、収穫量の重要性も(彼らにとっては)低いため、本節では水田のみを扱うことにする⁵⁾。

行政村役場の土地台帳に記載されている所有者名の中には、転出者、死亡者、全くこの村に関係をもたない者(この村の出身者でも出身者の親族でもない者。第1表では部外者と呼んでおく)などがかなりいる⁶⁾。これらの人々の数は、水田所有者に限れば49名で、その所有面積の総計は 6.2005 ha である。在村者の所有面積の総計 8.808 ha と比較すれば、不在地主の所有面積はかなり大きいといってよい。両者を合計した 15.0085 ha の 41.3%が不在地主の所有地となるわけである(第1表参照)。

在村者の規模別水田所有状況は、第2表に示した通りである。全体の3分の1に当たる22世帯がこれを全くもたない。そして全体の4分の1は 0.1 ha 未満であり、0.1 ha 以上 0.2 ha 未満も約5分の1にすぎない。つまり、全体のおよそ4分の3(77.3%)は水田を全くもたないか、極めて零細な水田を所有するのみである。零細農民がいかに多いか歴然としている。

他方、0.5 ha 以上の比較的大きな水田面積を所有する世帯は、わずか3世帯(4.5%)である。しかも、その中の最高は 1 ha を越え、これは 0.1 ha に満たない水田所有世帯(17)の全所有面積を越える。少数の大土地所有者と多数の無土地あるいは零細土地所有者というジャワ農村に普遍的な現象は、この村にもみられるのである。

〔2〕 宅地所有状況

既述したように、畑として利用されている耕地所有者の数や面積が水田のそれと比較して非常に小さいことやそれが宅地としても使用可能であることなどからと思われるが、土地台帳は水田と宅地 (*pekarangan*) の二分類で処理している。本論もそれに従う。

第3表の通り、宅地を全くもたない世帯は、73世帯(宅地に関しては全世帯の所有非所有が明かになった)のうち14世帯(19.2%)である。また、全体の半数を越える39世帯(53.4

第1表 マルタニ村規模別水田所有状況（不在者）

所有水田面積 (ha)	所有者数	百分比	面積合計 (ha)	百分比
0~0.1 未満	27	55.1	1.5045	24.3
~0.2 未満	12	24.5	1.7305	27.9
~0.3 未満	6	12.2	1.561	25.2
~0.4 未満	4	8.2	1.4045	22.7
計	49	100	6.2005	100.1
	(死亡者) 5		0.6425	
	(部外者) 2		0.4175	

第2表 マルタニ村規模別水田所有状況（在村世帯）

所有水田面積 (ha)	世帯数	百分比	面積合計 (ha)	百分比
0	22	33.3	0	0
~0.1 未満	17	25.8	0.995	11.3
0.1~0.2 未満	12	18.2	1.67	19.0
0.2~0.3 未満	7	10.6	1.805	20.5
0.3~0.4 未満	4	6.1	1.39	15.8
0.4~0.5 未満	1	1.5	0.456	5.2
0.5~0.6 未満	1	1.5	0.5445	6.2
0.7~0.8 未満	1	1.5	0.794	9.0
1.1~1.2 未満	1	1.5	1.1535	13.1
計	66	100	8.808	100.1

%) は、0.05 ha に満たない宅地の所有者である。0.15 ha 以上の比較的大きな宅地をもつ世帯は、5世帯 (6.9%) にすぎない。しかも、上位2世帯はとりわけ面積が大きい。この上位2世帯が畑として使用している宅地の所有者に他ならない。宅地の場合についても、少数の大土地所有者と多数の無土地ないし零細土地所有者というパターンは再見される⁷⁾。

水田の場合と同じく宅地についても、不在地主の数及び所有面積は少ない。不在地主は大小合せて34名を数え、その所有面積合計は1.831 haで、在村者世帯の所有面積合計4.1059 haとの総合計5.9369 haの30.8%に当る。この割合は、水田のそれを下回るが、それでも不在地主の数と所有面積の占める比重は大きいといわねばならない⁸⁾ (第4表参照)。

水田の場合にせよ宅地の場合にせよ、死亡者や部外者を除く不在地主のほとんどは在村者の兄弟姉妹や子供たちである。彼らは後述するように、それぞれ何らかの理由で転出した。問題はなぜ彼らが出身村に土地を残しておくのかである。差し当って所有地を処分しなければならないほど経済的に逼迫していないという者もあるだろう。また将来起るかもしれない不慮の事故に備えてという保障の意味で所有している者もあるだろう。この中には万が一村に戻るようなことがあっても支障なく戻れるという意味も含まれている。しかし、それら経済的な理由だけだろうか。「人間というものは故郷 (生まれた土地) を捨て去ってはならない」とか、「人

第3表 マルタニ村規模別宅地所有状況（在村世帯）

所有宅地面積 (ha)	世帯数	百分比	面積合計 (ha)	百分比
0	14	19.2	0	0
0~0.05 未満	39	53.4	1.2467	30.4
0.05~0.1 未満	9	12.3	0.6067	14.8
0.1~0.15 未満	6	8.2	0.718	17.5
0.15~0.2 未満	3	4.1	0.5095	12.4
0.25~0.3 未満	1	1.4	0.297	7.2
0.7~0.75 未満	1	1.4	0.728	17.7
計	73	100	4.1059	100

第4表 マルタニ村規模別宅地所有状況（不在者）

所有宅地面積 (ha)	所有者数	百分比	面積合計 (ha)	百分比
0~0.05 未満	19	55.9	0.4425	24.2
0.05~0.1 未満	12	35.3	0.852	46.5
0.1~0.15 未満	1	2.9	0.109	6.0
0.15~0.2 未満	1	2.9	0.165	9.0
0.25~0.3 未満	1	2.9	0.2625	14.3
計	34	99.9	1.831	100
	(死亡者) 3		0.355	

間というものはご先祖様が残した土地を捨て去ってはならない⁹⁾」といった言葉にあらわれる伝統的な考え方が転出者に作用しているといえないだろうか。つまり、出身村からの現実的離脱を補完するように、出身村への固着の象徴として土地所有を保持しているのではないだろうか。

比較的大土地を所有する世帯（不在地主については個人）のほとんどは、かつての有力者の子孫である。このことは注目し値しよう。水田にのみついてみれば、最大の水田面積を所有する世帯の世帯主は、1946年まで部落長 (*bekel*) を勤めた者の四男であり、その妻は1939年から1946年までの7年間、村長 (*lurah*) を勤めた者の四女である¹⁰⁾。第二番目に大きな水田を所有する世帯の世帯主は、その村長の二男（死亡）の一男である。また、第三番目に大きな水田を所有する世帯の世帯主の妻は、1946年まで部落長（ただし前出の部落長とは別人）を勤めた者の四女である。もちろん、これら大土地所有者の兄弟姉妹で転出した者も多くは、かなりの土地を所有している。前出の村長の一男（スレマン県 *Ngaglik* 在住）は 0.394 ha を、六男の一男（オランダ在住）は、0.355 ha をそれぞれ所有している。元部落長夫人（現在第三番目に大きな水田を所有している世帯の妻方の母、死亡）は、0.3315 ha を所有する。

タテマエとしての均分相続、またしばしば実際に行なわれるという男子2:女子1の割合での相続、また別の相続¹¹⁾、いずれの相続方法にしても土地は世代ごとにますます細分化され

第5表 マルタニ村水田購入状況（在村者に限る）

世帯名	面積 (m ²)	購入時期	世帯名	面積 (m ²)	購入時期
SW	400	1947	MR	900	1960
SW	785	1947	MR	750	1963
SW	1,090	1947	MR	695	1964
SW	1,395	1947	MR	700	1978
SW	410	1953	JS	520	1957
SW	715	1956	JS	1,485	?
SW	750	1956	RD	1,250	1930
SW (夫人)	2,075	1960	MU	300	1976
SW	580	?	DR	*1,240	1962
SD	1,330	1963	SR	415	1968
SD	3,690	1974	AM	400	1974

* 購入部分はその一部

第6表 大土地所有者の所有地取得方法内訳（単位 m²）

世帯名	相続所有（百分比）		購入所有（百分比）		所有地合計（百分比）	
SW	6,195	53.7	5,340	46.3	11,535	100
SD	4,250	53.5	3,690	46.5	7,940	100
MR	2,400	44.1	3,045	55.9	5,445	100
JS	2,555	56.0	2,005	44.0	4,560	100

る。大土地所有者であれ零細土地所有者であれ、このことは同じであり、後述する人口の増加は、この細分化に拍車をかける。

細分化傾向と逆行して一部の土地所有者は、購入という取得方法によって所有地を拡大させている。第5表はその様子を示したものであるが、SW、MRなどは長期間にわたって着々と所有地をふやしていることが判る¹³⁾。大土地所有者の所有面積の44.0%から55.9%は、実に購入によるものである（第6表参照）。

第4節 人口増加の実態

Peter F. McDonald によると、カラサン郡における1930年から1961年までの年間平均人口増加率は0.9%という¹³⁾。また1961年から1971年までのそれは1.2%という。これらの比率は、前者の場合、スレマン県全体の平均(0.8%)よりやや高く、逆に後者は、県全体の平均(1.3%)を下回るが、それぞれ大差はない¹⁴⁾。

行政村役場の人口統計は1959年以降のものであって、それ以前の人口推移については郡及び県レベルとは比較できない。第7表は行政村役場の人口統計を修正して作成したものである¹⁵⁾。1959年頭初のタマンマルタニ行政村の人口は8,725人で、1975年に至るまで伸び続け、

第7表 タマンマルタニ行政村人口推移

年	年頭総人口	出生者数 (A)	死亡者数 (B)	自然増加数 (A-B)	転入者数 (C)	転出者数 (D)	社会増加数 (C-D)	人口増減 (A-B)+ (C-D)	年末総 人口数
1959	8,725	250	102	148	122	203	- 81	+ 67	8,792
1960	8,792	229	108	121	123	174	- 51	+ 70	8,862
1961	8,862	252	91	161	121	229	-108	+ 53	8,915
1962	8,915	222	90	132	167	266	- 99	+ 33	8,948
1963	8,948	247	93	154	188	156	+ 32	+186	9,134
1964	9,134	283	88	195	85	152	- 67	+128	9,262
1965	9,262	233	100	133	89	141	- 52	+ 81	9,343
1966	9,343	186	50	136	62	103	- 41	+ 95	9,438
1967	9,438	*(177)	*(60)	*(117)	?	?	- 86	+ 31	9,469
1968	9,469	167	70	97	?	?	- 38	+ 59	9,528
1969	9,528	135	59	76	?	?	- 72	+ 4	9,532
1970	9,532	155	62	93	?	?	+ 16	+109	9,641
1971	9,641	207	79	128	?	?	- 74	+ 54	9,695
1972	9,695	218	68	150	?	?	+ 46	+196	9,891
1973	9,891 ⁴	240	85	155	?	?	- 77	+ 78	9,969
1974	9,969	249	81	168	?	?	+ 83	+251	10,220
1975	10,220	245	83	162	?	?	-644	-482	9,738
1976	9,738	235	84	151	?	?	+118	+269	10,007
1977	10,007	242	65	177	?	?	-147	+ 30	10,037
1978	10,037	272	74	198	?	?	+460	+658	10,695
1979	10,695	-	-	-	-	-	-	-	-

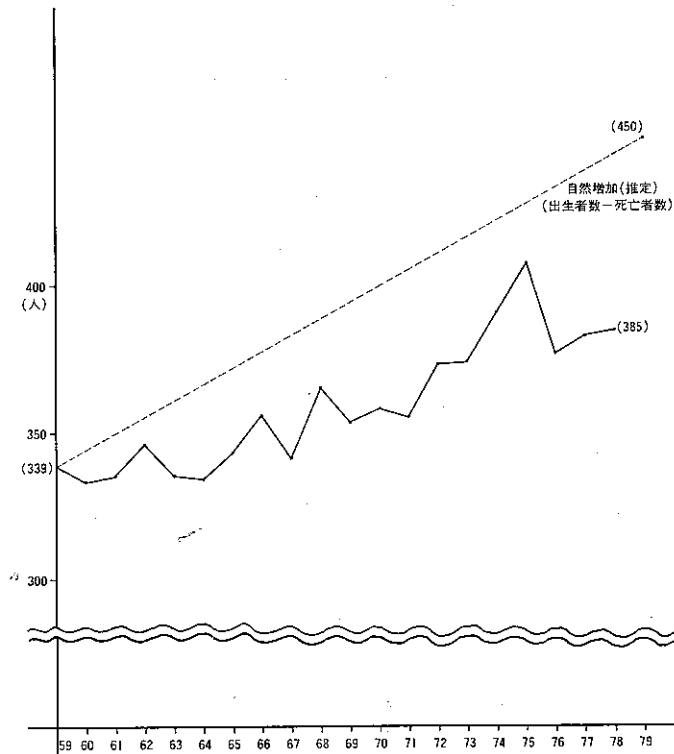
* () 内推定数

第8表 マルタニ村人口推移

年	男	女	年頭総人 口合計	年	男	女	年頭総人 口合計
1959	152	187	339	1969	171	182	353
1960	149	184	333	1970	172	186	358
1961	152	183	335	1971	170	185	355
1962	159	187	346	1972	184	189	373
1963	154	181	335	1973	186	188	374
1964	156	178	334	1974	192	199	391
1965	160	183	343	1975	202	206	408
1966	167	189	356	1976	191	186	377
1967	159	182	341	1977	195	188	383
1968	179	186	365	1978	195	190	385

1975年に急激な減少をみるものの再び急激に増加、1979年頭初には10,695人に達している。従ってこの20年間の年間平均増加率は1.1%、また1961年頭初の8,862人から1971年頭初の9,641人までの年間平均増加率は0.88%で、いずれも郡平均を下回る。

マルタニ村の場合は1959年頭初の339人を基準にすると1978年頭初までの19年間の年間平均増加率は0.7%、また、1961年頭初から1971年頭初までのそれは0.6%となる¹⁶⁾(第8

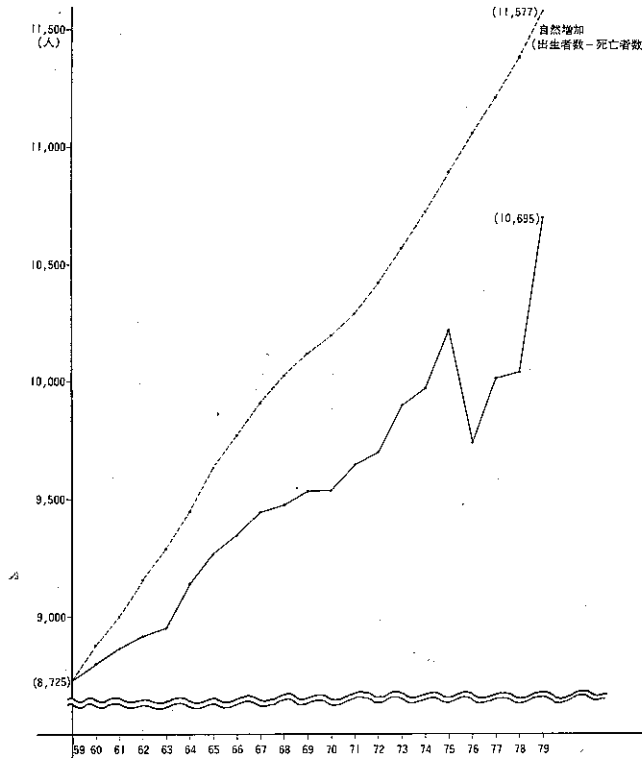


第2図 マルタニ村の人口推移 (1959—1978)

表参照)。第2図で明かなようにマルタニ村の人口増減はかなり激しく、タイム・スパンのとり方で増加率も変化してしまいが、以上の2つの数字は、ほぼ実態に即しているように思われる。いずれにせよ、郡や行政村レベルに比べると、マルタニ村の平均増加率は低いといえよう。

人口増加(減少)は、出生者数、死亡者数、転入者数、転出者数の変化で決定する。行政村役場の年別の出生者数、死亡者数を基礎に、行政村レベルの自然増加率を表わしたものが第3図である。すなわち、1959年頭初を基準時点とし、転入出者がいないもの(つまり社会増加(減少)がない)と仮定すれば、点線のごとくなる。その急増ぶりは明白である。実際には実線のような人口増減の推移を示すが、これは転入出者(社会増加)によってもたらされることはいうまでもない。実線が常に点線を下回るのは、趨勢としては、転出者が転入者を上回っているからに他ならない。第3図が物語ることは、転出者を多く出しながらも、在村者数があたかも自然増加に引きずられるような形で上昇していることである。いかに自然増加の圧力が高いかを示しているといえよう。

村レベルの年毎の出生者数、死亡者数、転入者数、転出者数の記録がないために、はっきりしたことは判らないが、仮に行政村レベルの自然増加率と同一と考え、これを適用してみる



第3図 タマンマルタニ行政村の人口推移 (1959—1979)

と、ほぼ第2図のような直線(点線)を描くことができる。行政村レベルと同じように転出者の多さをうかがうことができるように思われる。

第5節 経済生活の実態

経営が困難になるほどまでにますます細分化されてゆく耕地、衰えをみせぬ人口増加、この二つの圧力の下で、農民たちはいかに生計を立てるか。筆者は彼らの努力の方向に大きく四つあると考えた。そしてさらに、その四つの方向はそれぞれ二分される。その四つの方向を、農業依存型、商業依存型、加工業依存型、公職依存型と名付けよう。これらの型は、村に在住し、村の内部及びその周辺に生計を求める在村者の場合と、その逆に村を出て、外部にそれを求める転出者の場合に分けられる。本論では、在村者を一括して初めにとりあげ、その後で転出者の場合をみてみたいと思う。

〔1〕 在村者の農業依存型

農業への依存度をみるための第一の手がかりは、所有地であれ借地であれ小作地であれ、農作業という形で直接関与している耕地面積(本論では、便宜的に「直接耕作面積」と名づけておく)と、収穫時期に収穫物を期待できる耕地面積(経営面積)の広狭である。ただし、い

ずれの場合でも、耕耘、田植、稲刈などで臨時に雇われた時に関与した耕地は含まれない。またある期間ある金額で貸し出し (*sewa*) である耕地 (貸地) や「質入れ」 (*gadaï*) した耕地も含まれない¹⁷⁾。直接耕作面積と経営面積の相違は、小作地の貸し出しや借り入れによって生じるものである¹⁸⁾。したがって直接耕作面積が経営面積より大であれば、それは小作地の借り入れが多いことを意味し、その逆であれば、小作地を多く貸し出していることになる。前者の例としては、MR, MU, YP, PS, HI, MM などが挙げられるし、後者の例としては、JS, SW, SD がある。つまり前者は、労働力の量の割には収穫の恩恵は少く (直接耕作面積と経営面積の差が大きければ大きいほど恩恵は少くなる)、逆に後者は、労働力の量の割には多くの収穫にあずかれる。SW のように、直接耕作面積と経営面積の差が非常に大きければ、その傾向は一層大きい。実際には、前者の場合、ある程度以上に大きい直接耕作面積は、耕作にたずさわる世帯の者だけでは十分ではなく、臨時雇用 (時に常時雇用) の労働力に頼らざるをえない。いずれにせよ、極く大まかな見方をすれば、直接耕作面積であれ、経営面積であれこれらが大きければ大きいほど農業への依存度は高いというべきであろう。

第二の手がかりは犁耕、馬鋤による整地、田植、除草、稲刈などの農作業の臨時被雇用の多少である。これらの労働に対する報酬は、特に零細農民の重要な収入源である¹⁹⁾。

第9表は、特に農業への依存度が高いと思われる世帯群を経営面積の多少によって列挙したものである。そして便宜的に三分した。第一群は、既述したように購入という耕地取得手段によって所有面積を拡大した他、借地や小作地によって積極的に直接耕作面積及び経営面積を拡大しているという特徴がある。直接耕作面積の大きさに必ずしも比例はしないが、一般に臨時の農作業労働力を雇い入れることが多い。その反面、当然のことであるが、雇われることは皆無かわずかである。この点は第三群とはっきりした対照をなす。農業依存度が高いにもかかわらず、中には商業を営む世帯もあり、その副収入も決して無視出来ない。彼らの経済生活における能動性をうかがわせる²¹⁾。

第二群は、ともかくも経営面積はもつが、そのみでは生計を立てるに十分でなく、労働力の提供等によって補完している世帯群である。それを明かにするものは、第一群の場合とははっきり異った臨時雇用に応ずる機会の多さである。また、直接耕作面積の多い世帯 (JS, MR) に常雇の形で農作業労働力を提供する世帯 (MT, MM) の存在が挙げられる²²⁾。農業以外の商業や加工業にも進出している世帯があり、この第二群は商業依存型や加工業依存型に転化する可能性が十分にある。しかし、彼らにおいて農作業労働力を雇用する機会が多いことは、この世帯群の農業依存度の高さをあらわしているといえよう (後述する商業依存型とこの点で、はっきり区別できる。また耕地をもたないことが多い加工業依存型と区別できることはいうまでもない)。第二群の世帯が一般に購入や借地によって直接耕作面積や経営面積を拡大することが少ないのは、資本力の不足によるものであろう。

第三群は、耕地を所有していないか、所有しても貸し出して直接耕作面積も経営面積も全くない世帯群である。彼らは他の産業に志向することも少く、農作業労働力を提供することをもって生計の柱としているものである。

〔2〕 在村者の商業依存型

この型に属する世帯は、多少とも農地をもっているものが多い。しかしながら、農業依存型の第一群のように経営面積を拡大する方向にも、また第二群のように農業労働に執着する方向にも向かわず、商業依存の度合いを強めた世帯群であるといえる。農作業労働力の臨時被雇用の数字が低いことが、何よりもそれをよく物語る（第10表参照）。

AM（氷水売り）を除けば、全く市場の商売である。そして、市場で働く人々は、ほとんどが女子である²³⁾。したがって、商業依存型の世帯は、多くの場合、女子の収入によって生計を立てることになる。（したがって、田植や稲刈のような女子の農作業に雇われることは、皆無かわずかである）。男子は、犁耕、馬鍬による整地、鍬を用いた耕耘などの臨時雇用に従事することもあるが、子や孫の世話、家事、妻の商品作りの手伝いなど普通は主婦の仕事とされるものを行なうか、補助的な役割をになうことが多い。この商業依存型の世帯は、いわば女子の労働に大きく依存しているわけである。なお、この世帯群の中に夫をなくした世帯が二つ含まれている。

〔3〕 在村者の加工業依存型

この型に属する世帯のうち、経営面積を所有しているのはSDとNDだけである。SDは直接耕作面積0.369ha、経営面積0.5815haで、農業依存型の第一群に挙げられてもよいかもしれない。しかし、直接耕作面積が経営面積より小さい点で、JSやSWと同様であるものの、彼らより規模は小さいし、直接耕作面積は他人に請負わせる方法（*borongan*）をとっており、彼自身農業に積極的ではない²⁴⁾。これは、彼の農業依存度の低さを示すといつてよい。むしろ、彼の場合、精米業を主として、養豚、養鶏、豆の仲買いなどに積極的であり、本論では、加工業依存型に分類したい²⁵⁾。NDの耕地（相続による）は、別の行政村にあり面積ははっきりしないが、農作業臨時雇用の人数（田植3、稲刈5）からみてさほど大きいとは思えない。彼の場合も、家具工としての収入で生計を営んでいるとみてよい（第10表参照）。

この型に属する世帯は、精米、イカケ工、石工、家具工など職業の性質上男子の労働とされているものに生計の基盤を置いている。その多くが無耕地であることが一つの特徴であろう。もちろん、女子は農作業臨時雇用に出向き、かつ市場での商売（*bakul*）も行なうなど男子のもたらず収入を補う。

〔4〕 在村者の公職依存型

この型に属する世帯もまた、多少とも耕地を所有する世帯が多いが、貸し出して直接耕作面積がない世帯（SA）、同じく貸し出して直接耕作面積を減少させている世帯（ST）、全て小作

第10表 マルタニ村在住世帯の商・工・公職依存型 (土地面積単位: ㎡)

世帯主 氏名 (記号)	世帯 主年 齢	世帯 員数	副業 副業	相統 所有	購入 所有	所有地 合計	借地 (借)	小作 地 (借)	小作 地 (貸)	直接 耕作 面積	経営 面積	農業労働力 (単位: 人)				職業内容	月収(ルピア) (農業収入を 除く)			
												差耕	雇	被雇	雇					
PJ	50	6	農	1,625	0	1,625	0	0	0	0	1,625	0	0	0	0	0	0	1	野菜売り	7,500
PR	50	6	農	1,335	0	1,335	0	0	0	0	1,335	0	0	0	0	0	0	0	0	12,500
TB	60	3	農工	830	0	830	0	0	0	0	830	0	0	0	0	0	0	1	惣菜売り, レンガ工	9,000
JP	53	4	農	455	0	455	0	0	0	0	455	0	0	0	0	0	0	0	0	12,500
RP	47	5	農	355	0	355	0	0	0	0	355	1	1	B*	4	0	0	2	食品売り	7,500
NG	37	4	農	120	0	120	400	0	0	0	520	1	1	?	?	0	0	0	0	12,500
TW	53	6	公農	1,050	0	1,050	0	0	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	5	惣菜売り, 市場管理人	12,500
AR	55	6	農	770	0	770	0	0	770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
MA	50	5	農	540	0	540	0	0	540	0	0	0	0	0	0	0	0	2	食品売り	7,500
AM	26	3	農	0	400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3次水売り	5,000
WD	60	3	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,500
SD	40	5	農商	4,250	3,690	7,940	0	0	0	4,250	3,690	2	?	B*	?	0	0	0	0	50,000
ND	36	6	農	?	?	?	0	0	0	?	?	0	0	0	0	0	0	0	0	12,500
ML	58	8	商	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5家具工	28,000
HJ	71	6	農商	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8イカゲ工	22,500
HS	36	5	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3石工, ニワトリ売り	24,750
KR	45	5	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,500
LS	27	4	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	9石工, ニワトリ売り	16,000
HP	41	7	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,500
AW	57	2	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0クツ修理工	16,000
KD	40	3	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,500
KP	80	1	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0着付(寡婦)	12,500
SK	36	6	農	1,620	0	1,620	1,200	0	0	0	2,820	0	0	0	0	0	0	1	1カソール(マツト)製作	25,000
AS	36	5	農	2,695	0	2,695	1,165	0	0	3,860	0	1,930	0	0	0	0	0	0	0	43,000
DS	68	5	農	1,000	0	1,000	0	0	0	0	1,000	1	4	2	0	0	0	0	0	33,750
ST	68	7	農	2,470	0	2,470	860	0	0	0	860	1	2	B*	9	0	0	0	0	37,500
GS	43	7	農	600	0	600	0	0	0	0	600	1	1	10	14	0	0	1	4年金生活者(元教師)	19,280
DP	37	6	農	500	0	500	0	0	0	0	500	0	0	10	11	0	0	8	7研究所員	20,680
WK	33	9	農	0	405	405	0	0	0	0	405	0	0	B*	T*	0	0	0	0	49,000
SA	51	2	農	1,900	0	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,000
HA	42	4	農	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,000

B*: borongan, T*: tebasan

地として貸し出して直接耕作面積をもたない世帯 (AS), 他人に田植などの農作業を請負わせたり (*borongan*), 収穫時にも稲刈する前に作物を売り払ってしまう方法 (*tebasan*) をとる (ST, WK, SK) など, 一般に農業経営に積極的ではない²⁶⁾。それというのも, 彼らの職業がもたらす収入が決して少くないからであろう。それゆえ, この型の中でもやや収入が低い DP や GS などは直接耕作面積をもち, 臨時雇用にも応じている (第 10 表参照)。

特に男子 (世帯主) が臨時雇用に応じないのはその必要がなく, 農作業が彼らの勤務時間に重複するなどの理由もあるが, 彼らのもつ威信が大きく作用していることは否めない。その威信は彼らの学歴と職業, また, 一部は「家柄」に由来する²⁷⁾。

公職の長期にわたる収入の安定性は, 村人のよく知るところであり, この職種への強い志向性は潜在的である。高校生の何人かは公職 (教師, 警察官, 軍人など) 志望をはっきり表明したし, 子女の教育に熱心な親は何人もいた。後述する転出者の公職依存型の多さもこの傾向を助長するであろう。この公職志向はジャワ一般にみられるものである。

〔5〕 転出者の居住地

35 世帯の調査結果から明かになったマルタニ村の転出者数は 98 人 (男 46 人女 52 人) である (第 11 表参照)。

マルタニ村在住の既婚者のうちマルタニ村出身者は 94 人 (男 57 人女 37 人) である。このうち夫婦共に同村出身という村内婚は 12 ケースあり, これを除くと, 夫方居住は 45, 妻方居住は 25, つまり 9:5 の割合で夫方居住の方が多いことが判る。したがって, 男 5: 女 9 の割合の転出は結婚によって生じうる。しかしながら, 上記の男女別転出者数は, この割合とひどくかけ離れている。もし男子の転出者が 46 人であれば, 女子のそれは 80 人を越さなければならないし, 女子の転出者数 52 人を基準にすれば, 男子のそれは 30 人以下でなければならない。この差は男子の過剰な転出ということで, 後者と考えるのが妥当であろう。

既述のごとく, マルタニ村の人口推移は恒常的に多い転出者を示唆していたし, 年齢別人口構成 (第 1 図) では男子の青壮年に不自然な落ち込みがみられた。女子の転出者 52 人中確認できた限りでは未婚者は, 二人にすぎない²⁸⁾。大多数の女子転出者は婚姻による転出と考えることができる。特別な要因がない限り, 婚姻は近隣の間で行なわれるのが普通である。女子転出者の居住場所が一般に近い地域 (中部ジャワ以内) に限られる傾向は, 上述の推測を支持するデータとなるだろう。中部ジャワ以内に転出した女子 36 人に対し, それ以遠に転出した女子は 16 人にすぎない。しかも, 同一行政村や同一郡への転出者数の多さ (20 人) が特に目立つ²⁹⁾ (第 11 表参照)。

男子転出者 46 人中未婚者は (確認できた限りではあるが) 4 人で女子の場合より多い。この数自体にさほど有意性があるとは思えないが, それでも婚姻を動機としない男子の転出を示唆しているといえる。男子の転出先は女子の場合と大きく異り, むしろ遠隔地への転出者

第11表 マルタニ村転出者の依存型別地域別男女別人数 () 内百分比

依存型	性別	同一行政	同一行 村	同一郡	同一県	Yogyakarta 特別区	中部ジャ ワ	計	東西部 ジャワ	外島	計	総計
農 業	男	2	0	2	0	0	0	4	4	2	6	10
	女	7	6	4	0	0	2	19	1	3	4	23
	計	9	6	6	0	0	2	23	5	5	10	(33.7)33
商 業	男	1	1	0	0	0	0	2	0	2	2	4
	女	4	2	1	1	1	2	10	1	5	6	16
	計	5	3	1	1	1	2	12	1	7	8	(20.4)20
加 工 業	男	1	0	3	1	1	1	6	4	0	4	10
	女	0	1	0	0	0	0	1	2	0	2	3
	計	1	1	3	1	1	1	7	6	0	6	(13.3)13
公 職	男	2	1	4	1	2	2	10	4	8	12	22
	女	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1
	計	2	1	4	1	3	3	11	4	8	12	(23.5)23
無職(主婦)	女	0	0	1	2	2	2	5	2	2	4	9
	計	0	0	1	2	2	2	5	2	2	4	(9.2)9
地域別合計	男	6	2	9	2	3	3	22	12	12	24	46
	女	11	9	6	3	7	7	36	6	10	16	52
	計	17	11	15	5	10	10	58	18	22	40	(100.1)98

数(24人)の方が近隣地(中部ジャワ以内)への転出者数(22人)を上回っているのが注目される(第11表参照)。

[6] 転出者の諸依存型

各転出者の世帯状況についての調査はほとんど不可能であり、個人を単位にしてみるより他はない。転出者に関するデータは、存村者から得たもので、部分的な不正確は避けられないが、村内は親族関係が錯綜しており、そのためにかえってデータのクロス・チェックには都合がよい。つまり、同一転出者に関するデータが2人ないし3人の報告者によってもたらされることがあるからである。

第11表にみるように、男子転出者46名中公職(軍人、教師を始め行政村役人、郵便局、税務署役人など職種は多い)依存型は22人で、特に多いことが注目される。この職種の多様性とこれに従事する転出者数の多さは在村青少年に多分の影響を与えているにちがいないということは、既に述べた。この公職依存型に比較すると、農業依存型(10人)や加工業依存型(10人)はかなり少く、商業依存型(4人)は特に少ない。市場を中心とした小商業は主に女子の活動分野であり、都市の商業は中国人に支配されていることを考えれば、商業依存型の数が少いことは当然といえるが、農業依存型の数が意外に少いように思われる。特に農業依存型で外

島（スマトラ）に転出した男子は2名にすぎず、政府が推進しているジャワ人の外島移住計画は、この村ではあまり関心をもたれないかの印象を受ける。

在村者と転出したその親族の職種の間に関連性は、必ずしも判然としないが、公職依存型と加工業依存型には若干の関連性を認めることができる。公職依存型23人中約半数の12人は、かつての行政村長 (*lurah*) や部落長 (*bekel*) の子孫である。残り約半数は一般農民世帯の出身である。前者は行政村長や駅長、農業省役人、税務署役人、教師などに在職（あるいは既に引退して年金生活者となっている者もある）し、後者は一般に軍人や郵便局員（配達員）などになる傾向がある。公職も多様ではあるが、必ずしもその門戸は一部上級階層にのみ開かれているわけではないことがわかる⁸⁰⁾。

女子の場合、既に述べたように、多くは婚姻による転出と考えられる。もしこれが事実であれば、女子転出者の職種は、婚家の職種及び家計状況に大きく左右されることになる。婚家が婚入してきた「嫁」に農作業労働や商業労働を要求し、彼女がそれに従事すれば、マルタニ村の親族は彼女の職業を農業 (*tani*)、農業労働 (*buruh tani*) あるいは商業 (*dagang* ないし *bakul*) と規定する。これら農業依存型や商業依存型は、特に近隣地域に転出した女子に多い（農業依存型の女子23人中17人は同一県以内。商業依存型の女子16人中9人は同一県及び隣県クラテン以内）。もし婚家にゆとりがあり、「嫁」に特定の職種を要求しなければ、彼女の職種はマルタニ村の親族に「無職」ないし「家事」と規定される。この無職の女子転出者（9人）はいずれの依存型にも組み入れられないために、例外として扱われる。彼女らの夫の職種は確認できた4人についてみれば、警官（2人）、国営電気局員（1人）、軍人（1人）で、いずれも公職依存型となるが、彼らはいずれもマルタニ村の出身者ではないので、ここでは除外してよいだろう。この無職女子転出者が近隣地域よりも遠隔地域転出者に多くなる傾向（同一県内には1人のみでヨクヤカルタ市以遠に8人）は、彼女らの夫の職種を考え合せてみると興味深い。マルタニ村転出者の公職依存型は遠隔地域転出者に多い傾向（同一県内7人、ヨクヤカルタ市以遠16人）があり、軌を一にするものがあるからである。

農業依存型（33人）、商業依存型（20人）、加工業依存型（13人）、公職依存型（23人）のうち前二者については、その転出先が近隣地域ということも考え合せてみれば、村内の場合とほとんど変わらない経済生活とみてよいだろう。しかし後二者についてはいささか事情が異なる。もちろん、木工、石工、村長 (*dukuh*)、教師、軍人などで近隣地域に転出した者についてはマルタニ村の公職依存型と変りはないだろう。だが、村内にはない職種（厳密に言えば在村しては就けない職種）に就き、都会生活を営むようになった転出者たちの経済生活は、自ら村内のそれとは異なると思われるからである。情報・物資・人間の運搬手段がますます発達してきている事情を考えれば、これらの転出者の後継者はますますふえるだろう。異った職種、異った生活環境の中の農民たちがどのような経済生活を営んでいるかは、非常に興味ある課題であ

るが、それは本論の目的とするところではない。

結 論

耕地の細分化という制約と人口増加の圧力に狭撃される中で、一部の農民たちは農業への依存度を強めている。この農業依存型には、かなり明確な階層分化が認められた。上層（農業依存型第一群）は、積極的に経営面積を拡大する一方、下層（主として農業依存型第三群）は無産農業労働者としてますます寄生的傾向を強めている³¹⁾。

主として女子で多少とも商業的才覚がある者は、市場に収入獲得の場を見出し、不足分を補っていた。これは公職依存型を除けば、あらゆる依存型に見出されるが、特に依存度が強いと思われる世帯は、商業依存型として独立した範疇に分類されよう。やや遠い町の市場で香辛料を売り（彼女はほとんどそこで寝泊りするという）、村に残してきた夫や子を養う世帯などはその代表例である。

女子の商業と同じように、主として男子の加工業の生計への貢献度も大きい。加工業依存型の世帯は、一般に耕地をもたない。したがって、女子が商業や農業労働によって不足分を補う。

公職依存型では商業や加工業以上の専門知識を要求される。それを修得できる者が一部の富裕有力階層に限られていたことは否定できない。しかし、近時ますます一般農民世帯からもこの型の人間を輩出する傾向にある。志ある青年たちもその親も、（農商工業に比較して）高く長期安定収入をもたらすこの公職に志向するのも当然であろう³²⁾。

女子は主に婚姻によって、男子は婚姻による他、職を求めて数多く転出してきた。転出者は村の人口増加の圧力を減少させる安全弁である。彼らの経済生活は村内の場合と変らないことが多いだろう（特に農業依存型や商業依存型）。だが村の職種とは異った加工業依存型や公職依存型、特に公職依存型などは転出者数も多く、このこと自体、もちろん他のジャワ農村まで一般化できるとは思えないが、注目すべきものがある。村の今後のあり方に大きくかわると思われるからである。

付 記

本論は、財団法人「国際文化会館」(THE INTERNATIONAL HOUSE OF JAPAN)の「社会科学国際フェロシップ・プログラム」によるインドネシア国立ガジャール・マダ大学での教授研究のかたわら行なった村落調査に基づいている。国際文化会館及びガジャール・マダ大学関係者各位に心から御礼申し上げる。

註

註 1 本論では村名に仮名を用いる。

2 集落 (*pedukuhan*) とはヨクヤカルタ特別区内においては最小行政単位である。本論ではもっぱらこれ

を「村」(ムラ)と訳すことにする。「村」(*pedukuhan*)の上位行政単位 *kelurahan* は「行政村」と訳され区別される。1946年、行政村の区割りが変更され、従来のものより大きくなった。マルタニ村は他の四つの隣村と合わせて一つの行政村を形成していた。その五村は互いに隣接し、通婚の頻度も高い。自然村の形態を踏襲した行政村ではなかったかと思われる。ジャワ語ではムラのことをしばしば *desa* と言う。この語は行政村 *kelurahan* と村 *pedukuhan* の両義をもっているが、旧行政村は自然村にも近く、*desa* の名にふさわしいように思われる。

註 3 カラサン郡の土地面積内訳は次の通りである。

各行政村所有地合計	570.0445 ha
職田 (<i>lungguh</i>)	359.2345 ha
(行政)村有地 (<i>kas desa</i>)	137.4630 ha
年金田 (<i>pengarem</i> ²)	67.2810 ha
その他	6.0660 ha
個人所有地	2667.5065 ha
国有地	16.1950 ha
その他	4.2365 ha
合 計	3257.9825 ha

また、タマンマルタニ行政村の土地面積内訳は次の通りである。

行政村所有地合計	140.7835 ha
職田 (<i>lungguh</i>)	66.2750 ha
(行政)村有地 (<i>kas desa</i>)	57.9895 ha
年金田 (<i>pengarem</i> ²)	10.4530 ha
その他	6.0660 ha
個人所有地	506.8780 ha
国有地	9.8090 ha
その他	0 ha
合 計	657.4705 ha

出所：Direktorat Pemerintahan Sekretariat Daerah, Daerah Istimewa Yogyakarta, 1976, p. 252。
ただし、加算上の誤記は修正した。

- 註 4 経済関係の質問票作成に当ってはジャワ経済史の専門家であるアジア経済研究所の加納啓良氏の諒解を得て、氏がジャワ農村調査で使用された質問票を一部参考にさせていただいた。ここに感謝の意を表する。
- 註 5 この2世帯の畑にはキャサバの他にムリンジョ (*mlinjo*) やバナナ (*pisang*) が植えられている。このうち1世帯はこれらの作物を売却して得る収入は年間6万ルピア (畑面積 0.521 ha)、もう一世帯は3,500ルピア (畑面積 0.1465 ha) である。前者の額は決して少くはないが、畑の耕作、管理に当たっている小作人と折半するので、実際は3万ルピアということになる。そしてこの世帯の他の分野から得られる収入からすればこの額はさほど重要ではない。
- 註 6 不在地主中死亡者は、水田に関しては5名で、その所有面積総計は 0.6425 ha である。これらはいずれその子女らに相続されるわけだが、いうまでもなく在村者のみを対象とはしない。また、マルタニ村に関係をもたない者は2名で、その所有面積総計は 0.4175 ha である。いずれも同一行政村内の他の村の者で、購入によって取得したと行政村役場の係官は言う。
- 註 7 宅地は家屋を建てるための価値の他にヤシ (*kelapa*)、ナンカ (*angka*, 英語名 jackfruit)、ゴリ (*gori* ナンカの未熟のもの)、竹、バナナ、スクン (*sukun*, 英語名 breadfruit)、サウォ (*sawo*)、マンゴ (*mangga*)、パイヤ (*kates*)、ランブタン (*rambutan*) などの商品用作物 (自家用であることもある) の栽培地の価値ももつ。ヤシの実是一个 50~75 ルピア、ナンカ一個 125~150 ルピア、竹一本 100~125 ルピアなどの値段で市場や必要としている個人に売る。これも農民の現金収入の一手段で、特に貧困層には重要であるが、大量にこれらの作物を売れるのは宅地面積の広い世帯で、零細農民はこの分野でもハンディキャップがある。

註 8 宅地を所有する不在地主のうち死亡者は3名で、その所有面積合計は 0.355 ha である。これらもいずれその子女に相続されるわけだが、在村者にのみ限られないことは水田の場合と同じである。尚、宅地に関してはこの村に関係をもたない者の所有はなかった。

註 9 “Wong urip kuwi aja nganti ninggalaké tanah kelahirané.” “Wong kuwi ora kena ninggalaké lemah warisan tinggalané leluhur”.

なお、この他に似たような言葉として次のようなものがある。

“Wong yèn wis teka titik wanci dipundut, kuduné dikubur ing desa kelahirané utawa cedhak karo leluhuré.” (人間というものは、死んだら故郷(生まれた村)か先祖のいる村の近くに葬られなければならない)

これらの言葉に対する村人たちの考え方については別稿で紹介する予定である。

註 10 ヨクヤカルタ特別区における村長 *lurah* や部落長 *bekel* の権能その他についての歴史的経過については Seloemardjan, 1962, 森弘之, 1969 参照のこと。なお、部落長は 1946 年の行政改革によって廃止され、最小行政単位の長は *dukuh* (*kepala dukuh* ともうい) となった。その詳細については、Seloemardjan, 1962 参照。

註 11 かなりはっきりしていると思われる相続例を挙げておく。

事例 I	水田 (m ²)	宅地 (m ²)	計 (m ²)
△ (1)	830	1,090	1,920
△ (2) (ST)	2,470	410	2,880
△ (3)	1,670	680	2,350
△ (4) (SW)	2,460	420	2,880
△ (5)	?	?	?
△ (6)	2,195	950	3,145
△ (7)	2,280	850	3,130
○ (8)	?	?	?

- (1), (2), (3)……は年齢順を表わす。
- (2), (4) はマルタニ村在住。ST, SW は在村者(世帯)の識別記号(以下同様)。
- (5), (8) はタマンマルタニ行政村役場の土地台帳には記録がない。但し、(8) の娘は水田 1,750 m², と宅地 680 m² を所有する。これが母から相続したものか、父からかは判らない。

事例 II	水田 (m ²)	宅地 (m ²)	計 (m ²)
△ (1)	780	540	1,320
△ (2) (AR)	770	505	1,275
○ (3)	400	280	680
○ (4)	350	240	590
○ (5)	415	230	645
△ (6) (AS)	595	685	1,280

- (2), (6) はマルタニ村在住。

事例 III	水田 (m ²)	宅地 (m ²)	計 (m ²)
○ (1)	985	450	1,435
△ (2) (TW)	1,050	475	1,525

- (2) はマルタニ村在住。

事例 IV		水田 (m ²)	宅地 (m ²)	計 (m ²)
	△ (1) (PR)	1,335	245	1,580
	△ (2)			
	△ (3) (PI)	2,825	225	3,050
	△ (4) (PS)	855	450	1,305

1. (1), (3), (4) はマルタニ村在住。(2) は父方叔父の養子となり、父から相続を受けていない。(ただし、叔父からの相続内容は明かでない)。

事例 III は約 100 m² の差はあるが、ほぼ男女平等の均分相続といえる。ただし、家屋は弟である(2)が相続し、バンドンに転出した姉(1)との差はやや大きくなる。しかし、(2)は親と同一家屋に住み(ただし別世帯)経済的な世話もしている。事例 II は合計面積をみると、ほぼ男2:女1の割合になっている。事例 I や事例 IV はどのような原則によったものかわからない。

ヨクヤカルタ特別区内における耕地相続について Selosoemardjan は興味深い試算を行なっている。スレマン県についてだけここに紹介してみよう。1930年と1958年の両時点における行政レベルの統計によれば、農村部の一家族(family)の平均成員数は4.5人であるから、相続人は2.5人となり、1918年の農地改革実施時期における一家族(世帯)あたりの平均所有面積は7,500 m² (この数字は行政レベルの統計がないので、村の古老の話から導き出したと彼は述べている)であるから、2世代後の平均所有面積は1,200 m² (=7,500 m² × 1/2.5 × 1/2.5)となる、という。(Selosoemardjan 1962, pp. 223-224)。

彼の試算は性を無視した均分相続を前提にしたものであるが、上述の相続事例からも明かなように、この性無視的均分相続がどこまで一般的であるかは疑問であり、従って彼の試算もどれだけ現実を説明しているか問題がある。しかし、それ以外にも彼の試算には欠陥がある。それは彼が婚姻による財産の再結合を考慮していない点にある。いうまでもなく耕地のような財産は個人レベルではなく、経営主体たる家族(世帯)レベルで考えられるべきであり、次世代への相続の対象となる財産は、夫婦(父母)相方のそれであるはずである。従って、もし性無視的均分相続が行なわれているとすれば、1918年の時点での家族(世帯)あたりの平均所有面積7,500 m²は、一世代後の家族(世帯)では6,000 m² (=7,500 m² × 1/2.5 × 2)、二世代後の家族(世帯)では4,800 m² (=6,000 m² × 1/2.5 × 2)とならなければならない。筆者の調査時点(1978年)までには三世代目の相続が行なわれているとすれば、その平均所有面積は3,840 m² (=4,800 m² × 1/2.5 × 2)となる(マルタニ村の人口数(343)を世帯数(73)で割って得られた平均世帯員数4.7人から平均相続人数は2.7人となるが、ここでは2.5人として計算しておく)。

こうして得られた数値は、しかしながら、例えばマルタニ村の世帯あたりの平均所有面積1,335 m² (=88,080 m² ÷ 66世帯)や3,840 m²に近い4,000 m²以上の耕地所有世帯数が、全世帯(不明な世帯を除く)のわずか6%にすぎないことなどをみる時、非現実的といわざるを得ない。

それゆえ、この試算のいくつかの前提、つまり、1918年の時点で家族(世帯)あたり平均所有面積が7,500 m² というのは事実か、性無視的均分相続はどれほど現実に実施されたか、平均相続人数が2.5人というのは事実か、が再検討されねばならないだろう。第一の問題については筆者は明確な資料をもたないが、第二の問題については、量的には多くないが、既に事例を挙げて疑問視してきた。第三の問題についてみれば、少くとも1978年のマルタニ村の平均相続人数が2.7人というのは誤りである。なぜなら、第四節で指摘するように、相続権をもった転出者の数が、2.7人という数字には含まれていないからである。これらの事情は多少とも1930年や1958年にも該当すると思われる。

以上の諸疑問も考慮に入れて考え直してみると、現実の土地所有状況が示唆することは、1918年の時点での土地所有にかなりの格差があったと思われること、相続人はSelosoemardjanの指摘以上に多く、急激に細分化されてきたと思われること、それに関連して土地の売買がかなり頻繁に行なわれ、土地所有の再編過程がみられたことなどであろう。

註 12 本論では全ての在村世帯主名(時に世帯名を意味することもある)を記号化して表示する。

註 13 1947 年以前のクナラン (*Kenaran*) 郡が廃止され、新しくカラサン郡となった。その際近隣の *Berbah*, *Prambanan*, *Ngampel* の諸郡に幾分食い込んだ形になった。このような歴史的経過があるため、1930 年から 1961 年までのカラサン郡独自の人口増加率ははっきりしない。したがって、McDonald らは旧四郡一律に 0.9% としている。ただし、1930 年、1961 年の人口数が明示されていないため検証ができない。また、1930 年から 1961 年までの年間人口増加率を示した (巻末の) 第三番目の地図には、これら旧四郡は 3.50~3.99% に分類されている。この数字は明かに 76 ページのそれと異なる。恐らく地図の増加率は誤りであろう。

McDonald, P. F. & Sontosudarmo, A. 1976, p. 76.

註 14 McDonald, P. F. & Sontosudarmo, A. 1976, p. 76.

なお、他県の平均年間人口増加率は次の通りである。

県 名	1930-61	1961-71
パントゥル県	0.9%	1.3%
クロン・プロゴ県	0.5%	1.1%
グスン・キドゥル県	1.7%	0.8%

同書 p. 73, p. 80, p. 82.

註 15 行政村役場の人口統計は、加減算の誤りや転記の誤りと思われるものが実に多い。幸い数種類のデータ (月別村別男女別人口推移、年別男女別出生者数・死亡者数・転入者数・転出者数など) があるのでクロス・チェックでき、かなりの誤りを修正できた。しかし確認できない部分は空白 (?印の部分) にせざるをえなかった。1967 年以降のデータが特に問題があるように思われる。

註 16 1978 年頭初の人口 385 人は、筆者の世帯調査の集計と 42 人の差がある。なぜこのような差が生じるのかははっきりわからないが、行政村役場の統計が住民の届出に基づいて算出しているからではなからうか。実数はもちろんわからないが、転出者のうち役場に届出していない者がかなりいると思われる。

註 17 調査対象 35 世帯のうち耕地を「買入れ」しているのは一世帯だけであった。その条件等は貸地の場合と異なるのでこれを貸地に分類する。

註 18 小作地に対する所有者と労働提供者 (小作人) の関与の仕方には質的な差がある。所有者は土地、糶、肥料、農業を提供し、小作人は労働力を提供する。この質的な相違を数量化することは不可能であるが、収穫量を両者で折半 (*maro*) するところから、便宜上半々の関与とみて経営面積は両者に折半した。いうまでもなく小作地は小作人の直接耕作面積に入る。

註 19 犁耕や馬鍬による整地など技術を要する男子の農作業に対しては 700 ルピア (午前中 2~3 時間、ただし、この額は牛と道具を持参した場合で、持参せず労働力のみを提供した時は 200 ルピア)、また鍬を用いた耦耕 (男子が行なう) は 100~125 ルピアが普通である。

女子の仕事である田植は 50~75 ルピア (2~3 時間)、稲刈は労働力を提供した者の収穫量の 10 分の 1 (時に 12 分の 1 のこともある) が普通だが、雇用者と被雇用者が親族関係にある時は 8 分の 1 (あるいは 6 分の 1) ということもあり、被雇用者が全く受取らないというケースもある。

註 20 マルタニ村における稲作農業による収益を明かにすることはかなり難しい。収穫量、投入資本、雇用労働量などに関する正確な数字は、しばしば農民自身も明確に把握していないし、未乾燥稲穂から精米に至るまでの正確な重量比が明かでないからである。ここでは一つの試みとして、かなりの程度信用できるデータを提供した世帯について算出してみた。あくまでも試算であることを断っておきたい。計算は次のような手順で行なった。

1) 未乾燥糶 (*gabah basah*) レベルの収穫量 (各インフォーマントの回答では稲刈に雇われた人々への報酬 (刈って脱穀した糶の 1/6~1/12 の量。1/10 が普通) は既に差引かれている) を精米 (*beras*) レベルの重量に換算する。(換算にあたっては、加納が紹介したインドネシア食糧庁 (*BULOG*) 作成の表を参考にした。その表によると、未乾燥稲穂 100 に対して未乾燥糶 69、(精米機レベルの) 乾燥糶 59、精米 40 である (加納, 1979 a, 132 頁)。従って 40/69、つまり 0.58 を掛けることによって精米レベルの重量が得られる。

2) 精米レベルに換算された重量に村における平均売価を掛けて予想売上金 (A) を得る。村人たちは隣村の市場で売却することが多く、その売価は個人によってまちまちであるが、平均は 1 kg 当り

- 112 ルピアである。(尚、表中 MR, SW については米以外の農産物収益金も (A) に加算した。)
- 3) 肥料, 種籾, 農薬, 借地代の半年間の出費及び精米料金(乾燥籾 1kg につき 3 ルピア)を算出した金額が (B) である。肥料, 種籾, 農薬については, 得られたデータが過去一年間に購入したものの金額であるために, これを機械的に二分したものを記入した。また, 借地代については, 契約時に支払った金額のうち半年分を記入した。なお, 耕耘や田植時に支払った現金報酬合計額は明かでないために, これを (B) に加算していない。ここで半年という期間を設定したのは, 稲の生育期間(大体 4 ヶ月)とその前後 2 ヶ月(この期間, 水田は何も産出しない)の合計が 6 ヶ月, つまり, 一回の収穫のためにほぼ半年を必要とするからである。
- 4) (A) から (B) を差引いた金額が収穫一回当りの収益となる。

別表 1 及び別表 2 は, 以上の手順に従って作成された試算表である。それらの表によれば, 次のようなことが明かである。

(1) m^2 当り収穫量は, 必ずしも水田の等級に連動しない。むしろ肥料や農薬の投入量及び投入技術等に関連していると思われるが, 田ごとの実態が明かでないのでその程度はわからない。作付けされている品種は, いずれも IRRI (国際イネ研究所) が最近開発した高収量品種で, 特にトビイロウンカに高い抵抗性をもつといわれているものである。しかし, 例えば DS (彼の水田の m^2 当り収穫量は 0.05 kg) がその低収穫量の理由に虫害 (*wereng*) を挙げたように, 実際にはかなり多くの水田が病虫害にあっているものと思われる。

(2) 調査時点 (1978 年 6 月, ただし SR は 1979 年 2 月) を考慮すると, 大体は雨期作の収穫についての回答と考えられる。乾期作の収穫量がわからないために, 通年収穫量を算出することはできないが, 東部ジャワ州マラン県での調査結果から, 加納が算出し推定した通年平均ヘクタール当りの収穫量 4~4.5 トン(乾燥籾)(加納, 1979 a, 127 頁)と比較すると, 大部分は下回るように思われる。参考までにインドネシア全体の通年平均ヘクタール当り収穫量(籾)は, 2,763 kg (1977 年) (FAO, 1978, p. 96) である。通年の収穫量なのかどうかかわからないが, インドネシア中央統計局の統計年鑑 (1976 年)によれば, 1975 年 1 月から 4 月にかけての調査からインドネシア全体の平均水田収穫量(ヘクタール当り)は, 3,746 kg (この数字は, 未乾燥稲穂レベルから精米レベルに至るどの段階における重量なのか明示されていない。価格面から逆算すると, 未乾燥稲穂の重量のように思われる。もしそうだとすれば, 未乾燥籾に換算すると 2,585 kg となる)である (Biro Pusat Statistik, 1976, pp. 338-339)。ちなみに同年鑑によれば, ヨクヤカルタ特別区全体のそれは, 4,587 kg (前述の前提が正しければ未乾燥籾に換算すると 3,165 kg) で全国平均を上回る (Biro Pusat Statistik, 1976, pp. 338-339)。

(3) 政府が推進している米増産計画 (BIMAS 計画及び INMAS 計画) を利用したことのある世帯は, BIMAS 計画については, 調査世帯 35 のうち 15 世帯で, そのうち現在でも引きつづき利用しているという世帯は 13 である。(従って 2 世帯 (MM, HI) は途中で脱落したわけだが, その理由は, 「耕地を貸し出してしまった」(MM) からであるという (HI ははっきりしない)。また, BIMAS 計画の効果について積極的に評価した世帯は 9, 特に変りはないとした世帯は 3, はっきり否定的な評価を下した世帯は 3 である (従って否定的な評価を下しながら継続利用している世帯が 1 つある)。INMAS 計画についてはその性質上, 数が限られ, 35 世帯中 4 世帯のみが利用経験をもつ (SD, RD, SR, DR)。いずれも継続利用している。

BIMAS 計画について, これまで全く利用したことがないとする世帯は, 35 のうち 20 世帯を数える。その理由は「耕地がない」(9), 「貸付金を返済できない」(3), 「耕地を貸出しているから」(2), 「損するように思われるから」(3), 「借金をしたくない(つまり貸付金を受けとりたくない)から」(2) その他 (1) である。「借金をしたくない」という世帯 (AM, DR) とその他 (RD) のうち, DR, RD は INMAS 利用者であるが, これらの世帯以外はほとんど貧農といってよい。

これら米増産計画の利用状況から, まずこの増産計画が貧農には無縁のものであるということ, そして利用者においても十分な効果があげられているとはいえないということが指摘できよう。

- (4) この試算によれば, よい収穫をあげた世帯は MR だけといってよい。他はいずれも収支決

算上では思わしいとはいえ、また、赤字となっている世帯もいくつかみられる。低収益は一時的のものか恒常的のものかの判断はむずかしいが、いずれにしてもこの村の農業の困難さをよくあらわしている。

- 註 21 JS の妻はほとんど毎朝近くの市場にキナン (*kinang*, モチ米菓子) を売りに出かける。収入は1日300ルピア程(純益)だという。また、MR の妻は1カ月のうち半月はバレンバンに出向き、バティック (*batik*, ジャワ更紗) を売り捌いてくる。収入は1カ月当り約20,000ルピア(純益)という。
- 註 22 MM はほとんど毎日 MR の耕作地で働く。仕事は犁耕や馬鋤による整地、肥料まきの他、田植時の補助、収穫時の補助など農作業全般にわたる。収入は1カ月7,000ルピアである。MT (正確には MT の娘の夫) は JS の耕作地で働くが、条件は MM と同じとみてよい。
- 註 23 マルタニ村の南側、道路を隔てた隣の村 (*pedukuhan*) に約 1,200 m² 程の市場がある。周辺の村々からの農産物を、あるいは町からの野菜類 (例えばキャベツなど) を取り寄せ売り捌く場所で、商業依存型に属する世帯の主婦にとってはきわめて重要である。農村における市場の機能に関しては、Dewey, A. G., 1962 参照のこと。
- 註 24 SD の場合、近くに住む AO (第9表参照) の妻に請負わせているという。請負料は3,000ルピアであるが、これには田植を手伝った女子の労賃が含まれている。
- 註 25 SD はマルタニ村唯一の企業家 (*pengusaha*) で経営は多角的である。それゆえ、彼の主たる生業が何であるかを決定することはむずかしいが、彼が経営する精米所が近隣諸村の中で唯一であること、また近く導入される電力を積極的に利用して新しい産業を企画する (その1つにバッテリー充電業を挙げている) など彼の志向も考慮に入れて加工業依存型とした。
- 註 26 請負料は ST (750ルピア, 860 m²), WK (4,000ルピア, 405 m²), SK (1,000ルピア, 2,820 m²) とまちまちである。
- 註 27 公職依存型の人々の学歴は次の通りである。SK (SMP), AS (PGSLP), DS (SGB), ST (SGB), GS (SD), DP (SD), WK (ST), SA (SR), HA (ST) である。それぞれの略称は、次のような意味である。SMP (中学校), PGSLP (中等教師学校), SGB (B種教師学校), SD (小学校), ST (技術学校), SR (国民学校) である。同年代の他の村人と比較すれば大体は高学歴といつてよい。
- 註 28 ジャカルタの紡績工場で働く21歳の女子 (PD の娘) とカラサン郡序そばで縫製業を営む47歳の女子 (MR の義妹)。ただし、後者は1979年2月に結婚しヨクヤカルタ市に移住。
- 註 29 中部ジャワに転出した女子7人のうち極く近距離にあるクラテン県に転出した者は3人いるので、近隣への転出という傾向はさらにはっきりする。
- 註 30 加工業依存型ではある程度世襲性を認めることができる。精米業を営む SD の父 (死亡) もオランダ時代 (1942年以前) に大豆油脂工場を営むなどの実業家であった。イカケ工の ML の息子も同業を営む (彼の世帯の月収28,000ルピアは父子の収入を合計したものである)。石工の HJ もまた父子とも同業である (月収22,500ルピアは父子のそれを合わせたもの)。石工の KR, HP は義兄弟、HJ は彼らの叔父である。
- 註 31 本論の目論みは、ジャワの一農村における経済生活に関する事実の提示とその分析にあった。したがってジャワ農村経済をめぐる C. ギアツの提起した "agricultural involution 論" ならびに shared poverty という考え方 (Geertz, C. 1963), またそれに反論を加えた Collier や加納の議論 (Collier & W. L. Soentoro, 1978, 加納 1979 a, 1979 b) には言及しなかった。しかし、本論の分析過程及び結論から明かなように、確かにギアツの指摘は、農地の貸借 (小作地を含む) や農作業にまつわる慣行の中に見出すことができようが、それが村の経済の大勢を決定するほどの影響力をもっているとはいえないだろう。なお、ジャワ農村経済論については加納が手ぎわよくこれまでの諸説をまとめ、鋭い指摘を行なっている (加納, 1979 b)。
- 註 32 資料不足から依存型を明確にできなかった世帯が13あるが、断片的な資料から推定すると以下のようになる。

(1) 農業依存型第II群に属すると思われるものは、MS (39), AD (73), MP (46), NT (57), AT (48), MO (56), PW (69) の7世帯 () 内はいずれも世帯主の年令。以下同様。

(2) 農業と商業の双方に依存しているがいずれに比重がかかっているか不明なものは、SS (54),

AP (49) の2世帯である。SS は寡婦で市場で野菜を売ることも行ない、AP の妻は市場で粥 (*bubur*) を売る。

(3) 商業依存型に分類されると思われるものは一世帯 PM (56) で PM は床屋、その妻は中部ジャワの *Magelang* で野菜を売る。

(4) ほとんど子の援助によって生計を立てているものは、MK (73), KW (68), KA (83) の3世帯である。KW は AS, AR の母親 (寡婦) で AS と同一家屋に住む。KA は TW の親で TW と同一家屋に住む。いずれも子の世帯とは別個の世帯としているのに、経済的には一部あるいは全面的に依存している。MK の場合、6人の子はいずれも転出しているが、長男 (隣村在住) と次男 (ジャカルタ在住) の援助があるという。

マルタニ村の73世帯のうち、上記の(4)の3世帯を除外し、また(2)の世帯を(3)と共に商業依存型と見做した場合、それぞれの依存型に属する世帯数及び百分比は次の通りである。

依存型	世帯数	百分比
農業依存型	36	51.5
I	10	14.3
II	17	24.3
III	9	12.9
商業依存型	14	20.0
加工業依存型	11	15.7
公職依存型	9	12.9
合計	70	100.0

以上の数字によれば、農業への依存度を強くしている世帯数は、ほぼ半数 (51.5%) にすぎないことがうかがえる。

参 考 文 献

- Biro Pusat Statistik
1976 *Statistik Indonesia*, Jakarta.
- Collier, W. L. & Soentoro
1978 *Rural Development and the Decline of Traditional Village Welfare Institutions in Java*, Paper presented at the Western Economics Associations' 1978 Conference in Honolulu.
- Dewey, A. G.
1962 *Peasant Marketing in Java*, New York: The Free Press of Glencoe, Inc.
- Direktorat Pemerintahan Sekretariat Daerah, Daerah Istimewa Yogyakarta.
1976 *Mengenal: Kecamatan/Kemantren Pamong Praja Laborat di Daerah Istimewa Yogyakarta*.
- Food and Agriculture Organization of the United Nations
1978 *fao production yearbook* vol. 31, Rome.
- Geertz, C.
1963 *Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- 加納啓良
1979 a 『バグララン——東部ジャワ農村の富と貧困——』, 東京: アジア経済研究所。
1979 b 「ジャワ農村経済史研究の視座変換——『インボリューション』テーゼの批判的検討——」, 『アジア経済』第20巻第2号。2-26頁。
- McDonald, P. F., & Sontosudarmo, A.
1976 *Response to Population Pressure: The Case of the Special Region of Yogyakarta*, Yogyakarta: Gajah Mada University Press.
- 森 弘之
1969 「ジャワ『土侯領』の村落構造の歴史的变化」, 岸幸一・馬淵東一編著『インドネシアの社会構造』, 東京: アジア経済研究所。
- Selosoemardjan
1962 *Social Changes in Yogyakarta*, New York: Cornell University Press.

